

| | |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

| 取組6 | 児童生徒の体力の向上 | | 所属名 | | 健康体育課 | | |
|----------------------------------|------------|------------------|------------------|------------------|-------|------------------|--------------|
| 達成目標 | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) |
| 「運動することが好き」と回答した児童生徒数 | (小5) | 男69.1% 女54.0% | 男72.6% 女54.9% | 男72.7% 女53.3% | - | 男70.6% 女51.6% | 75% |
| | (中2) | 男60.4% 女47.5% | 男62.6% 女46.0% | 男62.6% 女43.8% | - | 男63.0% 女40.8% | 65% |
| 新体力テストの測定結果 (全国平均を上回る検査項目数の率) | | 40.7% | 32.8% | 32.8% | 27.0% | 10月公表 予定 | 50% |
| 児童生徒への体力優良証の交付率 | | 11.0% | 10.5% | 10.5% | 10.3% | 10.8% | 12.5% |

【取組結果】

児童生徒新体力テスト・体力優良証授与

- ・体力優良証の授与により、児童生徒の体力の向上への意欲を高めることができた。

体育授業モデル構築事業

- ・体育授業モデルの作成・活用を通して、体育指導の苦手な教員の指導力の向上を図った。
- ・中学校保健体育科の授業公開を通して、体育指導者の指導力の向上を図った。

学校体育実技指導協力者派遣事業

- ・地域の専門的指導力を有する人材を授業に派遣し、指導者の資質向上とともに、授業の充実を図った。

スポーツエキスパート活用事業

- ・地域の専門的指導力を有する人材を運動部活動に派遣し、指導者の資質向上とともに、部活動の充実を図った。

スポーツ健康元気アップ事業

- ・県内市町村の中学校区を実践地区として指定し、各学校において地域や家庭との連携を図りながら健康や体力の向上を目指した取組を進め、児童生徒の体力の向上を図った。

| 結果・成果を示す実績値 | H24 | 実績値の推移(過去3年間) |
|------------------|-----|----------------------------|
| 学校体育実技指導協力者派遣人数 | 62人 | H21: 63人、H22: 62人、H23: 62人 |
| スポーツエキスパート活用派遣人数 | 45人 | H21: 40人、H22: 37人、H23: 40人 |

【成果】

- ・体育・保健体育の指導者の資質向上を図ることにより、授業の質的向上が図られ、運動好きな児童生徒の育成に効果があった。
- ・専門的指導力を持つ地域の人材の活用が、顧問の指導力向上や活動の活性化につながり、生徒のスポーツに親しむ態度を育てるとともに、体力の向上にもつながった。
- ・地域や家庭との連携を図りながら健康や体力の向上のための取組を進めたことにより、家庭における健康や体力の向上の必要性の認識が高まった。

【課題・対応】

- ・運動の楽しさ、充実感、達成感が味わえる授業づくりを、一層推進していくことが必要である。
- ・小学校においては、運動機会の充実を図るために、運動する「時間」「空間」「仲間」を生み出す取組を充実させていくことが必要である。
- ・体力づくりに関して優れた取組を行っている学校や体力向上に向けた取組を組織的・計画的に推進している先進校の事例を紹介する機会を設定し、県下に普及させていくことが必要である。
- ・小学校では、下校後の運動時間が全国平均よりも少ないので、特に、モーターリゼーションが進む本県においては、児童生徒の健康や体力の向上について、県民全体で考えていくことが必要である。

| | |
|----|---|
| 評価 | A |
|----|---|

| 取組7 | 健康教育の推進 | | | 健康体育課 | | |
|---|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| | 達成目標 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 薬物乱用防止教室を開催している学校の割合 (公立小中学校、県立高校(全日制)) | 小34.4% 中66.5% 高73.8% | 小32.6% 中69.6% 高92.1% | 小46.4% 中80.0% 高93.7% | 小36.9% 中83.4% 高95.7% | 小58.7% 中94.6% 高95.7% | 小30% 中60% 高70% |
| 性教育(エイズ教育)講演会を開催している学校の割合(公立小中学校、県立高校(全日制)) | 小54.7% 中45.1% 高95.4% | 小53.2% 中42.7% 高98.4% | 小54.8% 中46.5% 高98.4% | 小52.0% 中52.7% 高98.4% | 小60.2% 中55.4% 高100% | 小45% 中50% 高95% |

【取組結果】

薬物乱用防止教室推進事業

- ・薬物乱用防止教室指導者講習会の開催【参加者】H22:237名 H23:166名 H24:142名
- ・薬物乱用防止教育指導者研修会の開催

性教育及びエイズ教育の推進

- ・性教育(エイズ教育)指導者研修会の開催
【参加者】H22:小学校(部)の教職員290人、中・高・特支の教職員251人
H23:小学校(部)の教職員277人、中・高・特支の教職員239人
H24:小学校(部)の教職員272人、中・高・特支の教職員209人

高等学校エイズ講演会推進事業

- ・予算配布 H22:46校、H23:44校 H24:47校

健康教育総合推進事業

- ・H24~H25安中市細野地区で実施
- ・健康推進学校表彰事業【応募校】H22:101校 H23:82校 H24:73校

健康診断事業

- ・児童生徒の健康診断の実施

(関係事業の状況:保健予防課)

- ・未成年者等喫煙防止講習会の開催(小学校・中学校・高等学校で実施)

【実施数】H22:69回(延べ8,342人)、H23:62回(延べ6,545人)、H24:77回(延べ7,885人)

| 結果・成果を示す実績値 | H24 | 実績値の推移(過去3年間) | | |
|-----------------|-------|---------------|-----------|-----------|
| 高等学校エイズ講演会開催率 | 100% | H21:98.4% | H22:98.4% | H23:98.4% |
| 健康診断受診率(県立学校のみ) | 99.4% | H21:98.2% | H22:98.0% | H23:99.1% |

【成果】

- ・研修会を実施したことにより、教職員に正しい知識と指導方法等を伝えることができ、学校における薬物乱用防止教室の開催状況や性(エイズ)講演会の開催率の向上につながった。
- ・薬物乱用防止教室指導者講習会では、保健所職員、警察官、研究団体職員、教職員等、様々な分野の方々を対象に講義や実践発表を取り入れたことで、指導者として必要な内容について深めることができた。その結果、講師に登録する人が60名まで増えた。
- ・健康教育総合推進事業においては、学校、家庭、地域が一体となって健康教育に取り組む組織を地域で確立し、地域ぐるみで課題解決に向けて取り組むことができた。
- ・健康診断で所見のあった者について、事後措置の方法を統一的に定めるとともに、医師からの指導事項や以後の受診結果を継続的に記録することにより、学校生活での適切な管理指導を行った。

【課題・対応】

- ・研修会等においては、具体的な実践について紹介し、学校において指導に活かせる具体的な内容を提供する。
- ・学校における薬物乱用防止教室の更なる開催率の向上を図る。
- ・小・中学校における性(エイズ)講演会の開催率の更なる向上を図る。
- ・学校が薬物乱用防止教室講師一覧表内の講師の活用を図るよう啓発する。
- ・全ての児童生徒が健康診断を受診できるように努める。
- ・健康教育の新しい指標として、学校における健康教育などの活動を通して、がんに関する正しい理解及び関心を深め、がん教育の推進を図る必要がある。

| | |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

| 取組8 | 食育の推進 | | 所属名 | 健康体育課 | | | |
|-----|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|
| | 達成目標 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) |
| | 「必ず朝食を食べる」児童生徒の割合 | 87.1% | - | - | - | - | 100% |
| | 学校における県産食材の利用割合 (食品数ベース) | 28.6% | 28.9% | 28.4% | 26.9% | 26.0% | 30%以上 |

全国学力調査の結果 H21 90.6%(小6) 85.7%(中3) H22 90.8%(小6) 87.7%(中3)

【取組結果】

H23 東日本大震災の影響により実施せず H24 90.7%(小6) 87.9%(中3)

学校における食育推進事業

- ・平成23年度に作成し、WEBページで公開してきた「ぐんまの食育レシピ～地場産物活用学校給食献立事例集～」については、県農政部蚕糸園芸課の協力により印刷・製本し、各市町村教育委員会及び小・中・特別支援学校、共同調理場、農政関係機関、JA等に配布した。
- ・「食に関する指導実施状況調査」を毎年実施し、県内公立小・中(中等教育学校前期課程を含む)・特別支援学校における食育推進の現状把握、課題の明確化に努めている。
- ・各種会議・研修会において、本県の学校における食育推進の現状と課題について説明・講義し、その改善に努めるよう依頼した。
- 学校給食安全衛生巡回指導
 - ・安全安心な学校給食の実施と内容の充実改善を図るため、学校給食施設の巡回指導を実施し、学校給食業務の安全衛生管理、給食内容等について点検及び指導助言を行った。
- 学校給食ぐんまの日(10月24日)
 - ・県内農産物を積極的に使用した学校給食を実施するとともに、各校においては、給食を活用した教育的効果を高めるための取組を行った。
 - ・「学校給食ぐんまの日」の趣旨をPRするために、児童生徒を対象に絵画コンクールを実施した。

(関係事業の状況：蚕糸園芸課)

学校給食地場産農産物等利用促進

- ・学校給食への地場産農産物の利用拡大を進めるため、地場産農産物の利用促進に関する検討を行うとともに、教育委員会と連携し「作って食べよう!ぐんまの食育レシピ」を印刷発行した。

食農教育実践活動推進

- ・小学校及び地域における、栽培から収穫までの一貫した農業体験学習を支援することで、農業の役割、食料の大切さ等に関する理解促進を図ることができた。

| 結果・成果を示す実績値 | H24 | 実績値の推移(過去3年間) |
|----------------------------------|--------|--|
| 食に関する指導を実施した小中学校の割合 | 100% | H21:87.8%、H22:96.1%、H23:100% |
| 食育推進担当組織を校務分掌に位置付けている小中学校の割合 | 89.3% | H21:42.2%、H22:48.2%、H23:82.0% |
| 学校給食巡回指導訪問件数 | 75件 | H21:72件、H22:63件、H23:76件 |
| 「学校給食ぐんまの日」の絵画応募点数 | 1,424点 | H21:1,476点、H22:1,012点、H23:1,436点 |
| (蚕糸園芸課) 「作って食べよう!ぐんまの食育レシピ」作成 | 1,000部 | |
| (蚕糸園芸課) 食農教育モデル校実施校数 | 1校 | H21:14校、H22:10校、H23:4校、 *事業の見直しにより、H23年度から、モデル校事業は廃止。23年度及び24年度は経過措置として実施 |
| 栄養教諭の配置数 | 44名 | H21:19名、H22:28名、H23:36名 |

【成果】

- ・県内すべての小学校・中学校(中等教育学校前期課程を含む)で「食に関する指導」が実施された。
- ・各校における食に関する指導体制は整備されつつある。
- ・学校給食を食育の生きた教材として活用するため、各地域で県産食材を使用した学校給食が工夫されている。

【課題・対応】

- ・子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間性の形成を図るため、食育を推進するとともに、安全安心な学校給食の実施と地場産物の活用を推進する。
- ・食物アレルギー対策として教職員を対象に研修会を開催するとともに、食物アレルギー対応マニュアルを作成する。

| | |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

| 取組9 | 命を大切にすることを推進 | | 所属名 | | 義務教育課、高校教育課 | | |
|--|--------------|-------|-------|-------|-------------|-------|------------------------------|
| 達成目標 | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25(目標値) |
| ・自分には、よいところがありますか。 (当てはまる+どちらかといえば、当てはまる) | (小6) | 78.7% | 79.6% | 79.5% | - | 79.8% | すべての児童生徒が自分を愛し、他人を思いやることができる |
| | (中3) | 65.6% | 66.7% | 69.0% | - | 71.3% | |
| ・人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。 (当てはまる+どちらかといえば、当てはまる) | (小6) | 93.6% | 92.7% | 93.6% | - | 94.4% | |
| | (中3) | 93.7% | 93.3% | 93.8% | - | 96.1% | |

【取組結果】

平成24年度全国学力・学習状況調査結果(公立) 抜粋、()内は、全国平均(公立)

- ・自分には、よいところがありますか。(当てはまる+どちらかといえば、当てはまる)
小6:79.8%(76.8%)、中3:71.3%(68.2%)
- ・人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。(当てはまる+どちらかといえば、当てはまる)
小6:94.4%(94.1%)、中3:96.1%(94.9%)

教育活動全体での体験活動等

尾瀬学校(取組13)、宿泊体験活動・ボランティア活動(取組26)、移動音楽教室(取組45・46)、動物ふれあい教室、県助産師会と連携した命を育む講座事業など、児童生徒が生きるよこびやかけがえのない命の大切さを実感する体験活動を行った。

子どもの悩みの早期発見・早期解決するための取組

- ・学校現場における生徒指導上の主要な課題である「いじめ」や「不登校」に対応する力を身につけられるようにするとともに、併せて校内のコーディネーター役として活躍できる人材の育成を図った。教育相談にかかわる講座の受講者数(「新任生徒指導」「初級」「中級」「気になる子」):399人
- ・スクールカウンセラーや生徒指導担当嘱託員の配置(取組33・34)など、学内で児童生徒の悩みを早期発見・早期解決する取組を推進した。

心の悩みについての相談

- ・総合教育センターやこころの健康センターなどで、児童生徒からの相談に応じ支援した。
総合教育センターへのいじめ相談数:延べ422件
こころの健康センターへの相談数:延べ255件(19歳以下)

| 結果・成果を示す実績値 | H24 | 実績値の推移(過去3年間) |
|--|--------|----------------------------|
| 教育相談にかかわる講座の総受講者数 (「小新任生徒指導」「中高新任生徒指導」「初級」「中級」「気がかりな姿のある子」) | 1,227人 | H21:392人、H22:555人、H23:994人 |
| (こころの健康センター) こころの病気の電話、面接などの相談件数 (19歳以下) | 255件 | H21:321件、H22:266件、H23:243件 |

【成果】

- ・全国学力学習状況調査の自尊感情や他人を思いやる質問に関する回答結果は、大きく全国平均を上回っている。体験活動を重視した学校での教育活動や子どもの悩みを早期発見・早期解決するための教員の資質向上や専門家を含めた体制づくりなどにより、「命を大切にすることを推進」について、機能していると思われる。
- ・講座を通して、多くの教職員の教育相談や児童生徒理解に関する資質を高めることができた。

【課題・対応】

- ・家庭や専門機関等との連携を推進し、道徳教育等において、児童生徒への命を大切にすることを一層充実する。

| 取組10 | 人権教育の推進 | 所属名 | | 義務教育課、生涯学習課 | | | |
|----------------------|---------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------------|
| 達成目標 | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) |
| 人権感覚育成実技研修会の受講者数(累計) | | 1,017人 | 1,245人 | 1,468人 | 1,684人 | 1,908人 | 2,000人 |
| 人権教育指導者研修の受講者数 | | 632人 | 769人 | 802人 | 762人 | 1,034人 | 900人 |

【取組結果】

(義務教育課)

- 人権感覚育成実技研修会の開催(第1回:7月30日、第2回:8月10日)
- 人権教育推進協議会の開催
- ・小中学校等人権教育推進協議会の開催(小学校:5月29日、中学校等:7月4日)
- ・公立高等学校・県立特別支援学校等人権教育推進協議会(6月1日)
- 保護者対象の啓発資料の作成・配付
- ・幼稚園の保護者のための人権教育資料「めぶき」増刷・配布:4,000部
- ・小学校の保護者のための人権教育資料「みんなの願い」作成・配布:22,500部

(生涯学習課)

- 人権教育指導者養成講座の開催(毎年度5市町村に委託)
- それぞれの地域において、人権教育指導者養成、人権意識の啓発にかかる講座を実施した。
- 人権教育指導者研修会を実施(5教育事務所で各1~2回実施)
- 集会所等における人権教育推進事業の補助(補助率1/2以内、上限150千円)
- 対象となる事業:人権に関する講座等の開設、地域住民の参加・交流を促進する事業

(関係事業の状況:人権男女共同参画課)

「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」に基づき、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、全ての県民が一人一人の人権を尊重する考えの下、行動することができる社会の実現を目指し、庁内関係課や市町村等関係機関との連携・協力を図り、市町村への人権啓発活動の委託や人権・同和問題講演会の開催、新聞・ラジオによる広報啓発事業等を実施した。

| 結果・成果を示す実績値 | H24 | 実績値の推移(過去3年間) |
|--------------------------------|-------|-------------------------------|
| 人権教育研究懇談会の参加人数 (人権教育推進事業委託) | 762人 | H21:678人、H22:670名、H23:740人 |
| 人権感覚育成実技研修会アンケート結果 (満足度) | 92.5% | H21:90.4%、H22:86.8%、H23:88.9% |

【成果】

(義務教育課)

- ・人権感覚育成実技研修会では、人権教育の動向やアクティビティの意義等、人権教育にかかる基礎理論の学習とともに、実際の活動場面を設定して研修を行うことにより、各学校や地域における指導者としての資質向上を図ることができた。
- ・人権教育推進協議会を開催し、各小・中・高・特別支援学校の人権教育推進上の諸課題について協議することができた。特に、いじめの未然防止にかかわる講話を基にした協議では、常時指導の充実や温かい学級の雰囲気づくりなど各学校での人権教育の取組の充実により、いじめの未然防止につながることへの認識を深めることができた。
- ・幼稚園保護者対象の啓発資料「めぶき」と小学校高学年保護者対象の啓発資料「みんなの願い」を作成配布し、人権週間等での活用を促すことにより、家庭と連携した人権教育を推進することができた。

(生涯学習課)

- ・人権教育指導者養成講座については、ローテーションを組み、毎年度5市町村に委託していることから、講座の空白地域がなくなり、県下一円で人権教育を推進する体制が取れている。
- ・人権教育指導者研修会においては、参加体験型の手法を取り入れたり、学校教育と合同開催をして社会教育関係者にも人権に関する授業参観をしてもらうなど、学社一体となった取組が進んでいる。
- ・市町村実施の集会所等を中心とした人権教育に対して補助を行っている。各市町村とも自主的に各種事業を展開しており、本補助金が有効に活用されていると考える。

【課題・対応】

(義務教育課)

- ・人権感覚育成実技研修会及び人権教育推進協議会では、参加した教職員に対して、配付資料の増し刷りや校内研修等におけるアクティビティの伝達講習の実施等を通して復命するよう促している。また、前年度踏襲の内容ではなく、より学校や地域において活用しやすく効果的に人権感覚を育成できるものに改善する必要がある。そのためには、新たな講師選定も視野に入れる必要がある。
- ・啓発資料は各学校及び家庭等において活用が図られているが、人権教育の推進上、更に有効な活用が求められる。活用方法に関する情報を収集し紹介するなど、資料の具体的な扱い方を提示する必要がある。

(生涯学習課)

- ・人権教育指導者養成講座については、委託先のローテーションが平成26年度まで確定しているため、平成27年度以降も引き続き指導者養成講座が県下一円で実施できるようにローテーションを組む必要がある。
- ・人権教育指導者研修会については、受講者数が昨年度より増加した。今後も、受講者数の確保とともに、研修会参加者が各地区で講師等を担当する機会の確保に努めていきたい。
- ・集会所等における人権推進事業については、地域住民の人権教育に対する意識の高まりから大幅に参加延べ人数が増えた状態で推移している。今後とも、人権教育が充実する講座等が実施できるよう教育事務所を通じて助言していく必要がある。

| | |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

| 取組11 | 道徳教育の推進 | 所属名 | | 義務教育課 | | | |
|---------------------------------------|---------|-------|-------|-------|-----|-------|--------------|
| 達成目標 | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) |
| 「人が困っているときは、進んで助け ている」と回答した児童生徒の割合 | (小6) | 81.0% | 81.4% | 82.0% | - | 86.0% | 85% |
| | (中3) | 75.8% | 75.7% | 75.5% | - | 80.0% | 80% |

【取組結果】

- 平成24年度「はばたく群馬の指導プラン」に係る学習・生活実態調査結果(H24.7)
「人が困っているときは、進んで助けていますか。」(当てはまる+どちらかといえば、当てはまる)
小6:86.0%、中3:80.0%
- 市町村教育委員会・学校への情報提供 「道徳教育指導実践事例集」の作成・配布 3,500部
- 家庭・地域社会と連携した道徳教育の推進 「道徳教育啓発リーフレット」の作成・配布 14,000枚
- 道徳教育の推進を主に担当する教員の資質向上
「はばたく群馬の指導プラン」に基づいた道徳の時間の指導や教育活動全体を通じて行う道徳教育の
充実が図られるよう、道徳教育推進教師等を対象(悉皆研修)に「小・中学校等道徳教育研究協議会」
を10月18日と11月1日に実施した。
- (関係事業の状況:総合教育センター)
新任道徳主任(新任道徳教育推進教師)研修講座を年2回開催し、学校の教育活動全体を通じて行う「道
徳教育」の企画・調整及び指導的な役割を担う新任道徳主任(道徳教育推進教師)の資質・向上を図っ
た。
市町村教育委員会・学校への情報提供
家庭・地域社会と連携した道徳教育の推進

| 結果・成果を示す実績値 | H24 | 実績値の推移(過去3年間) |
|--------------------------------------|------|----------------------------|
| (総合教育センター) 道徳主任(道徳教育推進教師)研修(受講者数) | 168人 | H21:218人、H22:186人、H23:158人 |

【成果】

- (義務教育課)
文部科学省委託事業「道徳教育総合支援事業」の研究指定校の研究成果を公開授業研究会の開催、及び
「道徳教育指導実践事例集」として、県内の公立小・中・特別支援学校及び高等学校に周知することに
より、道徳の時間の授業改善等に役立てることができた。
- 小・中学校等の道徳教育推進教師等を対象とした道徳教育研究協議会を開催し、「はばたく群馬の指導
プラン」(平成24年3月)に基づいた道徳の時間の指導の充実や教育活動全体を通じて行う道徳教育の
推進上の課題や改善策について研究協議等を行うことにより指導者の資質の向上が図られた。
- 文部科学省委託事業「道徳教育総合支援事業」の一環として開催した群馬県道徳教育推進協議会におけ
る協議を基に作成した道徳教育啓発リーフレット「友だちっていいな」を、県内の公立小・中・特別支
援学校の全学級に配布し、いじめの未然防止等、家庭・地域社会と連携した道徳教育の重要性について
呼びかけることができた。
- (総合教育センター)
道徳の時間の年間指導計画を見直し、心の教育の一層の充実が図られるよう改善することができた。
地域への情報発信を意識し、道徳の時間の授業を公開する学校が増加した。
道徳教育推進教師の役割に対する理解が深まり、道徳教育の進め方に見通しを持たせることができた。

【課題・対応】

- (義務教育課)
学校における教育活動全体を通じた道徳教育の充実に向けて、道徳教育推進教師が校内で道徳教育推進
上の役割を果たし、組織的・計画的な道徳教育を推進できるよう研修会を開催するなど、積極的な支援
が必要である。また、道徳の時間の指導の充実を図るため、郷土の偉人や自然、伝統文化等を題材とし
た読み物資料の開発や活用、効果的な指導方法について、積極的な支援を行う必要がある。
- 道徳教育を効果的に推進するためには、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが重要であることか
ら、家庭や地域と連携した道徳教育の重要性や具体的な推進方法等について研修会等を通して指導して
いく必要がある。
- (総合教育センター)
さらなる心の教育の推進が図られるよう、各教科等の特質を生かした指導を一層充実させる必要がある。
道徳の時間が道徳教育の要となるよう、道徳主任(道徳教育推進教師)の授業を見る目を養っていく必
要がある。

| 取組12 | マナーやルールを守る意識を育てる | | 所属名 | | 義務教育課、高校教育課 | | | |
|--|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|
| 達成目標 | | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) |
| 空き缶やゴミを投げ捨てることについて、「しないほうがよい」または「してはいけない」と答える児童生徒の割合 ぐんま青少年基本調査 | (小5) | 95.9% | - | - | - | 95.1% | - | すべての子どもがマナーやルールを守れる |
| | (中2) | 87.2% | - | - | - | 90.0% | - | |
| | (高2) | 83.8% | - | - | - | 89.4% | - | |
| 学校のきまり(規則)を「守っている」または「どちらかといえば、守っている」と答える児童生徒の割合 | (小6) | 97.4% | 91.4% | 92.4% | 92.4% | - | 94.0% | |
| | (中3) | 87.3% | 89.3% | 91.2% | 91.9% | - | 94.6% | |
| 体験型非行防止教室(万引き防止教室)実施校 県警少年育成センターとの連携を含む | | 小学校 114校 | 小学校 126校 | 小学校 154校 | 小学校 180校 | 小学校 247校 | 小学校 265校 | 小学校 全校 |

【取組結果】

(義務教育課)

- ・生徒指導担当嘱託員を生徒指導上の問題を抱える中学校25校に配置し、問題を抱える生徒やその家庭に学校生活への適応指導や支援を実施した。
- ・県警察本部と県教育委員会とで連携し、小学校265校において万引き防止教室(中学年向け)を実施した。

(高校教育課)

- ・生徒指導担当嘱託員の配置：生徒指導上の課題を抱える県立高校6校に配置 中等教育学校後期課程を含む

| 結果・成果を示す実績値 | H24 | 実績値の推移(過去3年間) | |
|--|--------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 生徒指導担当嘱託員の配置・指導により改善が見られた生徒の割合(公立小中学校) | 67.3% | H21: 71.0%、H22: 49.0%、H23: 72.5% | |
| 生徒指導担当嘱託員の配置・指導により改善が見られた生徒の割合(県立高校) | 76.9% | H21: 46.0%、H22: 56.4%、H23: 85.1% | |
| 「万引き防止教室」実施小学校数 | 265校 | H21: 154校、H22: 180校、H23: 247校 | |
| 問題行動発生件数 | (小学校) | 310件 | H21: 290件、H22: 262件、H23: 255件 |
| | (中学校) | 799件 | H21: 788件、H22: 907件、H23: 840件 |
| 問題行動件数(公立高校 : 全日制) | 1,291件 | H21: 1,363件、H22: 1,272件、H23: 1,387件 | |
| 中途退学者数(公立高校 : 全日制) | 387人 | H21: 476人、H22: 433人、H23: 425人 | |

【成果】

(義務教育課)

- ・「万引き防止教室」を実施する小学校が18校増加した。
- ・中学校では問題行動総件数は41件減少した。
- ・小学校において万引の発生人数は減少した。(平成23年度168人、平成24年度148人)

(高校教育課)

- ・中途退学者数が減少傾向にある。
- ・生徒指導の効果的な方法について教職員に指導した。
- ・生徒指導上の課題を抱えた生徒や保護者に対するカウンセリング及び指導を実施した。

【課題・対応】

(義務教育課)

- ・問題行動の種別が広がり、実態も多様化・複雑化していることから、規範意識の一層の醸成が必要である。
- ・問題行動に全体の中で、万引の占める割合(人数構成率)は19%と高くなっていることから、保護者や地域と協力した「毅然とした粘り強い指導」を継続するとともに、万引誘発条件を排除する働きかけが必要である。また、小学校段階から規範意識を身に付ける指導が大切であるため、万引き防止教室の普及・強化を図っていく。

(高校教育課)

- ・高校における問題行動が多様化しており、規範意識の一層の醸成が必要である。
- ・生徒指導対策協議会等における対応方策の協議及び各校への指導が必要である。

参考 知事部局（関係所属の自己点検・評価）

施策2 健康な体と豊かな心を育てる

- ふるさとを愛する心を育てる -

| | |
|----|---|
| 評価 | A |
|----|---|

| 取組13 | ふるさとを学び環境を考える尾瀬学校 | 所属名 | | | 自然環境課 | | |
|--|-------------------|-----|-----|-----|-------|-----|--------------|
| 達成目標 | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) |
| 尾瀬学校に参加して、尾瀬にまた行ってみたいと回答する児童生徒の割合 | | 63% | 63% | 64% | 65% | 65% | 80%以上 |
| 尾瀬学校に参加して、自然を守ることや環境問題に興味を持ったと回答する児童生徒の割合（尾瀬学校アンケート） | | 64% | 64% | 68% | 64% | 67% | 80%以上 |

【取組結果】

尾瀬学校

群馬の子どもたちが一度は尾瀬を訪れ、ガイドを伴った質の高い自然体験を通して自然保護の意識を醸成するとともに、郷土を愛する心を育むことを目的として、平成20年度から尾瀬学校を開始した。

学校へのアンケートや、学校設置者（市町村、学校法人）への希望・要望調査を行い、5年目となる平成24年度は以下の安全対策や改善に努めた。

・雷対策の徹底

尾瀬ガイド協会と連携し、雷発生時の安全対策の方針を確認した。

・山の鼻ビジターセンターの機能強化

ビジターセンター隣のデッキ上にベンチを設置し、児童生徒が学習しやすい環境を整備した。

| 結果・成果を示す実績値 | H24 | 実績値の推移（過去3年間） |
|-------------|---------|-------------------------------------|
| 尾瀬学校参加児童生徒数 | 11,224人 | H21：10,113人、H22：10,820人 H23：10,680人 |

平成23年度は、台風の接近により尾瀬学校実施校、参加児童生徒数ともに微減した。

【成果】

・事後学習として、各学校で様々な取り組みが実施できた。

（新聞作成、発表、ガイドへの礼状作成、尾瀬のガイドブック作成、レポート作成等）

【課題・対応】

・所期の目的の一層の達成

・更なる安全管理体制の充実

・尾瀬内宿泊の増加対策

| | |
|----|---|
| 評価 | A |
|----|---|

| 取組14 | ふるさとの歴史や先人の歩み、文化、自然を学ぶ | 所属名 | | | 義務教育課 | | |
|----------------------------------|------------------------|-------|-------|---------------|-------|-------|--------------|
| 達成目標 | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) |
| 「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある」児童生徒の割合 | (小6) | 50.4% | 49.9% | 64.7% (小5) | - | 68.5% | 60% |
| | (中3) | 24.5% | 24.6% | 38.9% (中2) | - | 41.8% | 40% |
| 「ふるさとの学び」の実践学校数の割合 | | - | - | 94.3% | 94.6% | 91.3% | 50% |
| 「地域の先生」活用学校数の割合 | | 20% | - | 85.1% | 83.0% | 79.6% | 50% |

「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある」児童生徒の割合については、H22は全国学力・学習状況調査の項目がなくなり、県単で小5・中2を対象に調査を実施した。なお「はばたけ群馬プラン」の指標との整合性を図るため、H24は県単で小6・中3を対象に調査を実施した。

【取組結果】

「特色ある教育活動奨励事業」

- ・平成20年度から「ぼくたちわたしたち学校自慢」として、地域の文化や歴史等を生かした特色ある教育活動に取り組んでいる学校を一律に表彰してきたが、平成23年度から新たに「ぐんまスクール・オブ・ザ・イヤー」を実施し、審査により、最優秀賞、優秀賞、優良賞として表彰した。
- ・平成24年度は、平成25年1月31日に群馬会館にて最優秀賞候補校小中学校3校によるプレゼンテーション審査を兼ねた実践発表大会を行うとともに、全受賞校参加による表彰式を行った。

- ・最優秀賞 小学校 1校、中学校 1校
- ・優秀賞 小学校 2校、中学校 2校
- ・優良賞 小学校 65校、中学校 27校

平成24年度「教育課程編成・実施状況調査」における結果

| | | 「ふるさとの学び」の実践 学校数の割合 | 「地域の先生」活用学校数 の割合 |
|-----|----------|------------------------|---------------------|
| 小学校 | 全学年で実施 | 43% | 18% |
| | 一部の学年で実施 | 54% | 71% |
| 中学校 | 全学年で実施 | 28% | 14% |
| | 一部の学年で実施 | 53% | 47% |

「学校支援センター事業」、「未来を拓く特別授業」

「学校支援センター事業」や「未来を拓く特別授業」を推進し、75%の学校が総合的な学習の時間に地域の人材を活用するとともに、キャリア教育や食育、職場体験等様々な場面においても地域の人材を活用した授業が行われている。

| 結果・成果を示す実績値 | H24 | 実績値の推移（過去3年間） |
|-----------------------|-----|--|
| 「ぐんまスクール・オブ・ザ・イヤー」参加校 | 98校 | H21：44校、H22：34校、H23：47校 H21、H22「ぼくたちわたしたち学校自慢」表彰校 |

【成果】

- ・「ぐんまスクール・オブ・ザ・イヤー」において、県内の特色ある教育活動に取り組んでいる学校を表彰するとともに、その取組を広く県内の小中学校や県民に紹介することができ、特色ある教育活動の推進に資することができた。
- ・「学校支援センター」や「未来を拓く特別授業」を推進し、県内の多くの学校が、地域の歴史や文化、自然などに造詣の深い地域人材を授業で活用できるようにしてきた。

【課題・対応】

- ・平成20年3月に改訂された学習指導要領では、総合的な学習の時間において、「地域の人々の暮らし」が学習課題の例示として追加された。今後も各校がふるさとのよさを生かした特色ある教育活動を推進していけるよう、「ぐんまスクール・オブ・ザ・イヤー実践発表大会」や各種研修会、また報道機関との連携を通して、特色ある教育活動に取り組んでいる学校の実践を広く紹介し、特色ある教育活動への取組を啓発していく必要がある。
- ・すべての学校で「学校支援センター」や「未来を拓く特別授業」などの事業を積極的に活用できるように支援していく必要がある。